ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1)　規制金融機関

(2)　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十六の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十六の四　直接清算参加者　トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十六の五　間接清算参加者　直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十六の六　清算基金　自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補塡するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

第一条第五十二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削り、「銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。」を「令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。」に改め、同条第五十七号中「（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号。以下「令」という。）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を「であって、連結自己資本比率（次条又は第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり」に改め、同条第七十六号の次に次の一号を加える。

七十六の二　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

第一条第七十九号中「第八十一号」の下に「、第百五十七条第八項」を加え、同条第八十号中「この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において」を削る。

第二条の見出しを「（連結自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「昭和二十六年法律第二百三十八号。」を削り、「総出資者の議決権」の下に「（以下「総株主等の議決権」という。）」を、「自己資本比率基準」の下に「（第十一条において「国内基準」という。）」を加え、「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第三条第一項中「第六条第一項、第二十条第一項及び第二十五条第一項」を「第五条第七項第一号ロ、第二十条第一項及び第二十五条第八項第一号ロ」に改め、同条第二項中「（令第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を削り、「第六条第一項、第二十条第二項及び第二十五条第一項」を「次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項及び第二十二条第二項第一号イ(1)」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。

（自己資本の額）

第四条　第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二　その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十二項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十二項において同じ。）を除く。）

三　コア資本に係る調整少数株主持分の額

四　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第百四十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イ、第二十四条第一項第五号イ及び第三十六条第一項第四号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、第百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百四十八条に規定する期待損失額をいう。以下この章から第五章まで同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であって、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)及び第二十二条第二項第一号イ(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)、第七条第一項、第二十二条第二項第一号イ(1)及び第二十六条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあっては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあってはこれに相当するものをいう。第二十二条第二項第一号イ(1)において同じ。）を含む。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額を控除した額

ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ　負債の時価評価（信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ヘ　退職給付に係る資産又は前払年金費用の額

二　自己保有普通出資等の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四　少数出資金融機関等の対象普通出資等の額

五　信用金庫連合会の対象普通出資等の額

六　特定項目に係る十パーセント基準超過額

七　特定項目に係る十五パーセント基準超過額